

令和8年4月30日

上尾市教育委員会
教育長 西倉 剛 様

上尾市立 中学校
校長

上尾市立 中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書

標記の件について調査を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 重大事態調査の位置づけ

- (1) 種 別 1号事案かつ2号事案
- (2) いじめ認知日 令和7年5月15日(木)
- (3) 重大事態認定日 令和7年9月12日(金)

2 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

いじめにより、対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とする。

- (2) 調査期間 令和7年9月17日(水)から令和8年4月30日(木)

- (3) 調査組織及び構成員 上尾市立 中学校いじめ調査委員会

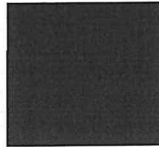
校 長
教 頭
主幹教諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭
教 諭

(1学年 学年主任・1年 組 担任)
(生徒指導主任)
(1学年生徒指導担当)
(教育相談主任、1年 組副担任)
(1年 組担任)
(1年 組担任)
(1年 組担任)
(1年 組担任)
(1年 組副担任)
(1年 組副担任)
(1年 組副担任)
(3年生徒指導担当)
(生徒指導担当)

養護教諭

さわやか相談室相談員

スクールカウンセラー



3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

①対象児童生徒

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Aとする)

(欠席日数)

3 0 日 (令和 7 年 1 0 月 2 日現在)

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
授業日数	2 0	2 0	1 4	0	2 0	2
欠席日数	1	3	9	0	1 5	2
遅刻日数	1	3	3	0	0	0
早退日数	0	0	1	0	0	0

②関係児童生徒

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Bとする)

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Cとする)

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Dとする)

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Eとする)

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Fとする)

(学校名)

上尾市立 中学校

(学年・学級・性別)

1 年 組

(氏名)

(以下Gとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Hとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Iとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Jとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Kとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Lとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Mとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Nとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Oとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Pとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組
(氏名) (以下Qとする)

(学校名) 上尾市立 中学校
(学年・学級・性別) 1年 組

(氏名) [redacted] (以下Rとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Sとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Tとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Uとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Vとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Wとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Xとする)

(学校名) 上尾市立 [redacted] 中学校

(学年・学級・性別) 1年 [redacted] 組

(氏名) [redacted] (以下Yとする)

(2) 当該事案の概要

令和7年5月13日(火)、Aの担任 [redacted] 教諭は、Aから、「Aがある人をいじめていたことをいろいろな人に拡散してほしい」という内容のLINEが流れ、
「1学年の中で噂が広まっているかもしれないことが心配だ」、と相談を受けた。学校は、Aが、Bより誤った情報を広められる等のいじめを受けた疑いを認知した。

令和7年5月14日(水)、学校はBに聴き取りした。Bは、「Aがいじめていた生徒はCで、そのことをLINEで拡散してほしい」とCに言われ、LINEでE、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pに拡散した。

令和7年5月15日(木)、学校はCに聴き取りした。Cは小学校2年生の時にいじめを受け、そのCをいじめた人物が、「[redacted]」と仲間から呼ばれていたと記憶していた。中学校に入学後、Cは、AとBが以前親しかったことを知った。

そこで、Cは、以前Cをいじめた人物がAかもしれないことを、Bに相談した。Cは、Bから「いじめられたことを周囲に広めたら良い」と言われたと思い込み、AからいじめられたことについてBと拡散する話をした。Cは、Aの顔を確認したところ、Cをいじめた人物はAと別人であることがわかった。学校は、Aが、B及びCより誤った情報を広められる等のいじめを受けた疑いを認知した。

令和7年5月15日（木）、学校は、校内いじめ対策組織の調査結果からいじめを認知した。

令和7年5月16日（金）、学校は、情報が拡散されたと思われるE、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pに聴き取りし、さらに聴き取りで把握したQ、R、S、T、U、V、Wに聴き取りした。その後、学校は、各保護者へ連絡し、事情を説明した。Uの保護者は、留守の為、後日改めて連絡を入れることとした。

令和7年7月7日（月）、学校は、Aの母親より、Aは[]と診断されたと報告を受けた。

令和7年9月12日（金）、学校は、本事案について、いじめ問題対策支援チーム会議を開催し、Aが相当の期間欠席することを余儀なくされ、また、心身に重大な被害が生じた疑いがあることを受け、いじめ重大事態として認知する方針を決め、重大事態1号事案かつ2号事案として、上尾市教育委員会に報告した。

令和7年9月17日（水）、学校は、第1回いじめ重大事態調査委員会を開催した。

同日、学校は、対象生徒及びその保護者に対し、重大事態の態様、調査の目的、調査組織、調査事項、調査方法や調査対象者、窓口について説明を行った。

同日、学校は対象生徒及びその保護者に対し、調査の根拠・目的、調査組織構成、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供、調査終了後の対応について説明を行った。

ア いじめ認知日	令和7年 5月15日（木）
イ 重大事態認定日	令和7年 9月12日（金）
ウ 重大事態報告日	令和7年11月 4日（火）
エ 6項目の説明・確認日	令和7年 9月17日（水）
オ 7項目の説明・確認日	令和7年 9月17日（水）
カ 調査開始日	令和7年 9月17日（水）
キ 調査終了日	令和8年 4月30日（木）

4 調査の内容

（1）調査方法

主として、対象生徒、関係する生徒等を対象とした聴取

（2）調査内容

令和7年 9月17日（水） 第1回 []中学校いじめ重大事態調査委員会
事実確認及び今後の対応についての検討

令和7年10月17日（金）

第2回 ■中学校いじめ重大事態調査委員会
調査内容及び今後の対応についての確認

令和7年12月 1日（月）

第3回 ■中学校いじめ重大事態調査委員会
調査内容、調査報告書の記載内容の精査

5 当該事案の事実経過

（1）対象生徒の訴え

ア 令和7年5月13日（火）

Aの担任 ■教諭は、AとDから以下の相談を受けた。

Aについての噂が出回っている。

EがDに相談したことで、噂が流れていることがわかった。

Eは、BからLINEで以下の内容について拡散してほしいと言われた。

- ・ Aがある人をいじめていたことを色々な人に拡散してほしい。
- ・ 拡散する条件として、誰をいじめていたかについては言わないこと。

Dは、Aにいじめをしたのかを確認した。

Aは、Cと全く面識がなく、身に覚えのない噂がSNS上で拡散され、1学年の中で広まっているかもしれないことを心配している。

（2）関係生徒からの聴取内容

ア Bからの聴取内容：令和7年5月14日（水）（1回目）

- ・ Aと思われる人物がいじめていた生徒はCである。（※実際はAはいじめを行っていない。）
- ・ Bは、Cから、Aと思われる人物にいじめを受けていたことをLINEで拡散してほしいと1週間前に言われた。その際、Cの名前は出さないでほしいと言われた。
- ・ その後、Bは、LINEでE、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、Pに拡散した。
- ・ CがAから受けたいじめは、「顔を狙ってボールを蹴られる」、「すれ違う際に、死ね、と言われる」。

令和7年5月15日（木）（2回目）

- ・ Bは、Cに「広めた方がいんじゃない」と伝えた。

イ Cからの聴取内容：令和7年5月15日（木）

- ・ Aと思われる人物から2年生から5年生の間に暴言（死ね、消えろ）、暴力（蹴る）を受けたことがある。（※実際はAはいじめを行っていない。）
- ・ 現在いじめはない。Cは、母親には相談していた。Aとは小学校が違う。
- ・ 小学生の時にいじめた人物がAだと思った理由は、いじめた人物が「■」と呼ばれていたような気がしたから。
- ・ 中学校生活でAを認識したが、顔が違う人物であることを確認した。
- ・ BとLINEで恋愛話になり、Cは、Bが以前親しくしていた人物がAであることを知った。
- ・ Cは、AからいじめられたことをBに相談した。Bから、いじめられていた

ことを広めた方が良いと言われ、広めることにしてしまった。

- ・ Cは、今日の日中にAの顔を見たが、別人であったことがわかった。
- ・ Cは、小学校2年生の時、Cをいじめた人物が、仲間から「[REDACTED]」と2回呼ばれていたのを聞いたような気がした。そのことはCの親には話していない。

ウ Dからの聴取内容：令和7年5月13日（火）（1回目）

- ・ Aについての噂が出回っている。
- ・ EがDに相談したことで、噂が流れていることがわかった。
- ・ Eは、BからLINEで以下の内容について拡散してほしいと言われた。
 - ① Aがある人をいじめていたことを色々な人に拡散してほしい。
 - ② 拡散する条件として、誰をいじめていたかについては言わないこと。
- ・ Dは、Aにいじめをしたのかを確認した。

Dからの聴取内容：令和7年5月14日（水）（2回目）

- ・ Dは、BとEのLINEのやり取りが写った画像を学校に持参した。
- ・ 拡散してほしいと言われた内容は昨日の相談内容と同じである。

エ Eからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ BからLINEで聞いた。
- ・ Dにどうしたらよいか相談した。
- ・ [REDACTED]教諭へ相談した。

オ Fからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ BからLINEで聞いた。
- ・ Wに話した。

カ Gからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ FからLINEで聞いた。
- ・ 他の人に話していない。

キ Hからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ BからLINEで聞いた。
- ・ Jに話した。理由としては、A、J、Hの3人で遊んでいるから。

ク Iからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ Qから直接聞いた。
- ・ BからもLINEで聞いた。
- ・ 他の人に話していない。

ケ Jからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・ BからLINEで聞いた。
- ・ Rに話した。

Jからの聴取内容：令和8年3月19日（木）

- ・CにAの顔の画像を送った。

コ Kからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEで聞いた。
- ・Sに話した。

サ Lからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEで聞いた。
- ・1年■組のグループLINEに載せた。既読が2人ついた時点で消した。既読の2人はKとRである。

シ Mからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEで聞いた。
- ・他の人に話していない。
- ・N、M、TのグループLINEを作り、NとTに相談した。

ス Nからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEと直接聞いた。
- ・他の人に言っていない。
- ・MがグループLINEを作り、相談してきた。

セ Oからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEで聞いた。
- ・他の人に言っていない。

ソ Pからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・BからLINEで聞いた。
- ・CからLINEで聞いた。
- ・他の人に言っていない。

タ Qからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・Uから直接、登校中に聞いた。その場にR、Vがいた。

チ Rからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・Uから直接聞いた。
- ・他の人に言っていない。

ツ Sからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・B、K、L、PのグループLINEで、KとLがやりとりしているのを見て知った。
- ・他の人に言っていない。

テ Tからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・Mから相談された。
- ・他の人に言っていない。

ト Uからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・Jが教室で話しているのを聞いた。
- ・Q、Rに話した。

ナ Vからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・内容は聞いていない。

ニ Wからの聴取内容：令和7年5月16日（金）

- ・Eから聞いた。
- ・他の人に言っていない。

ヌ Xからの聴取内容：令和8年2月20日（金）

- ・BからLINEを受け取った。
- ・Xの保護者に報告した。

ネ Yからの聴取内容：：令和8年2月20日（金）

- ・BからLINEを受け取った。
- ・Yの保護者に報告した。

(3) 当該事案の事実経過

ア 令和7年5月13日（火）

Aの担任 教諭は、AとDから本件に係る相談を受けた。

イ 令和7年5月14日（水）

教諭、教諭はBから聴き取りを行った。

ウ 令和7年5月15日（木）

朝、教諭、教諭、教諭はCから聴き取りを行った。

教諭、教諭はBから聴き取り及び指導を行った。

放課後、教諭、教諭はCから聴き取り及び指導を行った。

教諭は、Aと面談し、B、Cからの聴き取りの結果、誤解だったこと、拡散を止めることをAに伝えた。

午後5時30分 C及びCの母親が来校し、教諭、教諭、教諭は事情を説明した。

午後5時50分 A及びAの母親が来校し、C及びCの母親と話し合いをした。教諭、教諭、教諭は事実説明等を行った。

- ・いじめてきた人物「」は、1年組「」（A）ではなかった。
- ・C及びCの母親は、A及びAの母親に謝罪した。

- ・Aの母親は、Aが傷ついたこと、SNSを子どもに使わせている責任について訴えた。
- ・Cの母親は、Cに対するSNS利用における管理不足について謝罪し、今後の見守りを約束した。
- ・学校は、Aを守る為の対応を最優先にし、LINEの内容が誤りであることについて、拡散された生徒・保護者に学校から伝え、状況確認も行い、1週間後に改めて情報共有することを提案し、A及びCの保護者は了承した。

午後6時00分 B及びBの母親が来校し、■■■■教諭、■■■■教諭が事情を説明した。

A及びAの保護者、B及びBの保護者が話し合いをした。■■■■教諭、■■■■教諭、■■■■教諭、■■■■教諭は事実説明等を行った。

- ・B及びBの母親は、A及びAの保護者に謝罪した。
- ・Aの母親は、Aが傷ついたこと、SNSを子どもに使わせている責任について訴えた。
- ・Bの母親は、Bに対するSNS利用における管理不足について謝罪し、今後の見守りを約束した。
- ・学校は、Aを守る為の対応を最優先にし、LINEの内容が誤りであることについて、拡散された生徒・保護者に学校から伝え、状況確認も行い、1週間後に改めて情報共有することを提案し、A及びBの保護者は了承した。

エ 令和7年5月16日（金）

1学年職員は、情報が拡散されたと思われる関係生徒E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、Vに聴き取りし、拡散内容が事実でないこと、他の人に言わないこと、保護者と一緒に内容を削除することを指導した。

1学年職員は、情報が拡散された関係生徒D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、V、Wの各保護者へ架電し以下の内容を伝えた。Uの保護者は、留守の為後日改めて連絡を入れることとした。

- ・生徒同士のSNSやりとりで、ある生徒がいじめをしていると拡散されている。
- ・全く事実ではない内容が広がり、被害者が苦しんでいる。
- ・また、拡散した生徒自身も、事実ではないことを認め、反省している。
- ・このこと自体が大変な人権侵害なので、一刻もはやく、間違った噂を消したい。
- ・対象生徒が学校に来られなくなったり、自殺してしまったりすることも世の中では起きている。学校側は、そのくらいの危機感をもっている。
- ・お子さんにもLINEでその内容が送られていることを把握しているか。
- ・噂を広めてほしいと依頼している可能性が高いが、その内容を誰かに伝えたか確認してもらいたい。その場合、内容が事実でないことを教員から相手に伝える。

- ・確認したら、その内容を確実に削除してもらいたい。

オ 令和7年5月21日（水）

学校は、校内いじめ対策組織の調査結果をまとめ、上尾市教育委員会指導課に、児童生徒のいじめに係る報告書（速報概要）を提出した。

カ 令和7年5月23日（金）

Aの父親が来校し、教頭、■■■■教諭と面談し、これまでの状況について確認した。

キ 令和7年5月26日（月）

Aの両親、Cの両親が来校し、話し合いをした。

その後、Bの母親が来校し、Aの両親、Bの母親が話し合いをした。

教頭、■■■■教諭、■■■■教諭はそれぞれの話し合いに同席し、以下について話し合いをした。

- ・学校は、生徒への聴き取り状況について保護者に説明し、誤った内容を受け取った関係生徒に誤りであることを伝え、各保護者にも電話連絡したことを報告した。
- ・Aの保護者は、B及びCの保護者に対し、学校が対応するだけでなく、B及びCの保護者もできることを対応するべきだと話した。
- ・Aの保護者は、全校集会や学年集会でB、Cから謝罪の場を設定する提案をしたが、教頭は、そのような場は設定できないことを説明した。
- ・保護者同士の話し合いの中で、AとB、AとCの連絡先をそれぞれ交換し、今後の対応についてBの保護者、Cの保護者がAの保護者に連絡することを約束した。

ク 令和7年6月3日（火）

教頭は、Aの母親より以下の連絡を受けた。

- ・B及びCの保護者より今後の対応について連絡がなかったため、話し合いの場を設定することとなった。
- ・令和7年6月6日（金）にAの保護者は、B及びCの保護者と話し合いをする予定である。

ケ 令和7年6月4日（水）

Bの父親が来校し、教頭、■■■■教諭、■■■■教諭と面談し、これまでの経緯についてBの父親に説明した。

コ 令和7年6月6日（金）

放課後 ■■■■教諭、■■■■教諭は、A、Jと以下について面談した。

- ・A及びAの保護者の希望により、親しい友人であるJと話し合いをした。
- ・JからAへ、確認せず拡散したことについて謝罪した。
- ・AはJを許すと話した。

- ・ 教諭、 教諭は、Aの心を傷つける行為であったことをJに説明した。
- ・ AとJは、互いに仲良くしたいことを伝え合った。

午後4時00分 Aの両親、Bの両親が来校し、A、Bも同席し、話し合いをした。

話し合い終了後、Aの保護者は、時刻が遅くなる為、この後、学校外の場所でCの保護者と話し合いをすると、教頭、 教諭に話した。

サ 令和7年6月12日（木）

1学年全クラス合同で朝の会を体育館にて実施し、教頭、生徒指導担当の 教諭よりSNSの使い方等について十分に留意するよう以下の内容について生徒に指導した。

- ・「LINE」等、SNSを利用したトラブルが絶えない。人を傷つける恐れがあることを理解しなくてはならない。LINE等で人の悪口やうわさを書き込むことは絶対にあってはならない。人権侵害や名誉棄損等になり、法的責任を問われる可能性があること。
- ・利用する場合には、家庭でルールを決める等、利用の約束事を再確認すること。
- ・もし何か心配なことがあれば、保護者の方や教員等の大人に相談すること。

1学年保護者宛に、 生徒に指導した内容について するとともに、スマートフォンの利用については保護者の見守りが必要であり、各家庭でも改めて、スマートフォン利用のルールの確認や、チェック等を依頼する をした。

シ 令和7年6月18日（水）

学校は、上尾市教育委員会指導課にこれまでの状況について一報を入れた。

ス 令和7年7月7日（月）

Aの母親が来校し、教頭、 教諭、 教諭と以下のとおり面談した。

- ・B及びCの保護者が誠意のある対応をしてきていない。具体的には、Aについてのいじめの誤った情報を発信した相手に直接説明するという約束を守っていない。
- ・母子ともに 苦しんでいる。 を受診し、Aは「 」、Aの母親は「 」の診断を受けた。
- ・Aの家族の総意で、弁護士に依頼する。
- ・学校は、Aの心のケアに努め、スクールカウンセラーとの連携も図ることをAの母親に伝えた。
- ・弁護士から学校へ連絡が入り次第、対応を検討することをAの母親に伝えた。

セ 令和7年7月14日（月）

学校は、上尾市教育委員会指導課へこれまでの状況について一報を入れた。

ソ 令和7年9月8日（月）

担任は、Aの母親より、以下の連絡を受けた。

- ・2学期からの登校を期待していたが、欠席が続き、Aの母親は「自分が何も悪いことをしていないのに学校に行けず、勉強も遅れ、デメリットでしかない。他の学校に転校したいとも言っている」と相談した。
- ・9月22日（月）に予約しているAの母親とスクールカウンセラーとのカウンセリングは、Aの母親の仕事の予定を変更して先に受けに来た。
- ・Aは「転校したい」と話している。
- ・Aは1年■組の仲間には会いたい気持ちがある。DがAを毎日誘ってくれるので、Aは9月4日（木）に登校できた。Aは登校したときに、B、Cを見かけて苦しくなった。AはB、Cの姿を見ると嫌な気持ちになるため学校に行けない。
- ・■教諭は、Aにスクールカウンセラーのカウンセリングを受けてみるよう、Aの母親からAに話してほしいと伝えた。

担任は、校長、教頭、主幹教諭、各学年主任が出席する運営委員会において、A及びAの保護者の状況について毎週報告していたが、本日のA及びAの保護者の状況についての報告を受け、校長は、本件についていじめ問題対策支援チーム会議を開催し、今後の支援等について検討するよう運営委員に指示した。

タ 令和7年9月12日（金）

午後4時15分、本件に係る臨時のいじめ問題対策支援チーム会議を開催した。

出席者：校長、教頭、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、1学年職員。

- ・本件について、以下のとおり、これまでの経緯及び事実関係の確認をした。
- ・9月8日（月）にAの母親より連絡があり、Aが転校したいと話している。
- ・Aが相当の期間欠席することを余儀なくされ、また、心身に重大な被害が生じた疑いがあることを受け、A及びAの保護者と確認の上、学校は本件をいじめ重大事態として扱う方針とする。
- ・9月17日（水）の日程（案）で、A及びAの保護者と面談し、Aに対して安心して登校できる環境作りや学習支援策を提案するために、以下について検討した。
 - ・心を育てる道德の授業や学級活動等を実施すること。
 - ・SNS等の利用についての集会を実施すること。
 - ・アッピースマイルサポーターを1年■組付近に配置すること。
 - ・AとB及びCの接触を避け、Aを見守る為、1学年教職員やアッピースマイルサポーターが■に、休み時間や昼休みも含め、常時いる状況を作ること。また、Aがこの対応を不要と話すまで対応を継続すること。
 - ・オンラインによる学習支援や■、さわやか相談室、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー等の支援を提案すること。
- ・B及びCへの指導並びにB及びCの保護者と連携し、今後同様の事態が発

生しないよう、支援体制を整えること。

- ・部活動において、AがCと校庭で顔を合わせることがないように部活動の活動日程等について調整が可能か、AとCの部活動顧問と検討すること。
- ・本件がいじめ重大事態であることをA及びAの保護者と確認すること。
- ・本件の調査結果の公表について、Aの保護者に確認すること。
- ・いじめ重大事態として調査することについて、B及びC側に学校から伝えることについて、Aの保護者に確認すること。

校長は、上尾市教育委員会指導課に上記について一報を入れた。

チ 令和7年9月17日（水）

第1回いじめ重大事態調査委員会を開催した。

Aの両親が来校し、校長、教頭、生徒指導主任 ■■■教諭、1学年生徒指導担当 ■■■教諭、Aの担任 ■■■教諭と以下のとおり面談した。

- ・Aは「学校へ行こうとしており不登校ではない。オンラインでの学習やさわやか相談室等は希望しない」と話している。
- ・学習サポートは、Aの希望により、欠席した場合は、担任からプリント形式で渡してほしい。出席を前提とした対応を学校に希望する。
- ・Aは、B、Cに会うのが辛いと話している。
- ・Aが登校できないことにより、学習面での遅れが心配である。
- ・Aは「転校したい」と話した。
- ・Aは「みんなと別れるのは辛い。なぜ自分は悪くないのに自分だけ寂しく辛い思いをしなければならないのか。B、Cが転校すればよいのに。」と話していた。
- ・学校は、安心して登校できる環境作りや学習支援策として、令和7年9月12日（金）における臨時のいじめ問題対策支援チーム会議で検討した対応及び以下を提案した。
- ・学校とAの両親と協議の結果、紙ベースの課題を用意すること。登校する前提で対応するが、休んだ時に学習内容が分かるプリントを用意すること。
- ・必要に応じて、オンラインによる学習支援や■■■■■、さわやか相談室、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー等を活用し、支援を行うこと。

校長は、Aが相当の期間欠席することを余儀なくされ、また、心身に重大な被害が生じた疑いがあることを受け、学校が重大事態として判断していることをAの保護者に説明し、Aの保護者は本件をいじめ重大事態として調査を行うことに同意し、6項目及び7項目についてAの保護者に説明を行った。

本件の調査結果の公表について、Aの保護者は公表を希望した。後日、Aの保護者がAにも確認し、学校に連絡を入れることとなった。

本件をいじめ重大事態として調査することについて、B及びCの家庭に学校から伝えることについて、後日、Aの保護者から学校に連絡を入れることとなった。

学校は、上尾市教育委員会指導課へ上記について一報を入れた。

ツ 令和7年9月22日（月）

Aの母親は、スクールカウンセラーとのカウンセリング後、[]教諭と以下のとおり面談した。

- ・ Aの母親は、A及びAの保護者は本件に係るいじめ重大事態の調査結果の公表を希望すると話した。

テ 令和7年10月17日（金）

第2回いじめ重大事態調査委員会を開催した。

ト 令和7年12月1日（月）

第3回いじめ重大事態調査委員会を開催した。

ナ 令和8年2月10日（火）

校長は、Aの保護者より以下について情報及び要望を受けた。

- ・ 令和7年9月23日（火）、X及びYは、AがCをいじめたという内容のLINEをBから受け取ったとAに話した。
- ・ X及びYに聞き取りを行って欲しい。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

対象生徒及び関係生徒の聴取内容から、次のことを確認した。

令和7年5月頃、Bは、「Aがある人をいじめていた。いじめていたことを色々な人に拡散してほしい。拡散する条件として、誰をいじめていたかは言わないこと。」という誤った内容をLINEでのメッセージでE、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、X、Yに送信した。

令和7年5月頃、Cは、AにいじめられていたことをBに相談し、Bから、Aにいじめられていたことを広めたほうが良いと言われたと認識し、Bに広めるよう言った。

これにより、誤った内容の情報が学校全体及びその保護者、周辺地域に広がっている可能性も否定できないことから、強い不安やストレス等の為、Aは学校に登校できなくなり、[]を受診し[]の診断を受け、転校を考える等、重大な被害を受けた。

当該いじめには、直接的な因果関係が認められた。

7 当該事案に係る児童生徒への支援及び配慮

ア 心を育てる道徳の授業や学級活動等の実施

イ SNS等の利用についての集会の実施

ウ アップスマイルサポーターを1年[]組付近に配置

エ AとB及びCの接触を避け、Aを見守る為、1学年教職員やアップスマイルサポーターが[]に、休み時間や昼休みも含め、常時いる状況を作る。Aがこの対応を不要と話すまで対応を継続する。

オ 学校とAの両親と協議の結果、紙ベースの課題を用意することとした。登校を前提として対応するが、休んだ時に学習内容が分かるプリントを用意することとする。

カ 必要に応じて、オンラインによる学習支援や[]、さわやか相談室、

スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー等の支援について説明をした。

- キ B及びCへの指導並びにB及びCの保護者と連携し、今後同様の事態が発生しないよう、支援体制を整える。
- ク Aの変化を保護者へ連絡する等、保護者との連携を図る。
- ケ 互いの個性を認め合える学級づくりを目指し、いじめ防止に向け、継続的に指導を行う。
- コ 毎月実施する学校生活アンケート等により、現在の状況を聞き取り、学年の教職員が指導する。

8 当該事案への学校の対処及び再発防止策

本事案が発生した背景には、本校のいじめ未然防止教育の徹底不足と、組織的な生徒指導の機能不全があったと校長として深く反省し、その責任を重く受け止めている。

本校の生徒は、複数の小学校から入学しており、A・Bは■■■■小学校、Cは■■■■小学校の出身である。本校ではこれまでも、生徒の心無い発言等によるトラブルに対し、積極的ないじめの認知と早期解消に取り組み、生徒の豊かな心を育む指導、保護者との連携、指導後の見守りに努めてきた。

しかしながら、今回このような事案が発生したことは痛恨の極みである。Aに対してB・Cが行った行為について、Aから5月13日（火）に訴えを受け、5月15日（木）にいじめとして認知し、学校全体でAを支援するとともにB・Cへの指導を行ってきたが、Aが心安らかに、安全に学校生活を送ることができる居場所を確保できなかったことは痛恨の極みである。

本校では、これまでもSNSトラブルへの対応として、家庭と連携した生徒指導に取り組んできた。また、未然防止策として道徳の授業や集会を通じ、利用マナーの指導や家庭への啓発に努めてきた。しかし本件の発生を受け、これら指導および啓発の在り方を抜本的に見直す必要がある。

今回の事案を重く受け止め、改めて学校を挙げていじめ撲滅に取り組むべく、これまで進めてきた未然防止策を学校全体で見直し、改善に取り組む。具体的な未然防止策として、毎月の生活アンケートと定期的な二者面談に加え、随時二者面談を実施することで、生徒が早期にSOSを発信できる体制を整える。また、年度当初のいじめ防止授業や各学期の道徳授業を継続するとともに、令和8年度からは埼玉県教育委員会策定の「いじめ未然防止教育プログラム」を導入し、未然防止に重点を置いた授業等を実践する。

家庭への啓発活動としては、入学式後の保護者説明会で「いじめ防止対策基本方針」を周知し、夏季休業中の動画視聴依頼やネットトラブルに関する資料配信を随時行い、連携を強化する。新入生保護者説明会においても、基本方針の説明と併せ、スマートフォン等情報端末の危険性について周知を図る。

教職員の資質・指導力向上に向けては、いじめの認知や初期対応、組織的支援に関する校内研修を毎学期実施する。特に認知後の初期対応と報告体制を全職員で再徹底する。被害生徒の支援には、養護教諭や教育相談担当、スクールカウンセラーや、さわか相談室相談員と連携し、上尾市教育センターの協力も得ながら万全の

態勢で安心できる環境づくりに努める。加害生徒に対しても必要に応じてカウンセリングを行い、自らの行動を深く省みさせ、二度と同じ過ちを繰り返さないよう粘り強く指導・支援を行う。

いじめ未然防止に、改めて学校として組織的な生徒指導体制を構築し、 中学校の全生徒が安心して楽しく過ごせる学校となるよう、教職員一丸となって教育活動に取り組む所存である。